

旧免許状所持者の修了確認期限の割振り（延期・期限後の更新の期間はこの限りではない）

（表 1）

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	二回目の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認の申請期間
①	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	令和 3（平成 33）年 3 月 31 日	平成 31 年 2 月 1 日 ～令和 3（平成 33）年 1 月 31 日
②	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	令和 4（平成 34）年 3 月 31 日	令和 2（平成 32）年 2 月 1 日 ～令和 4（平成 34）年 1 月 31 日
③	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	令和 5（平成 35）年 3 月 31 日	令和 3（平成 33）年 2 月 1 日 ～令和 5（平成 35）年 1 月 31 日
④	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	令和 6（平成 36）年 3 月 31 日	令和 4（平成 34）年 2 月 1 日 ～令和 6（平成 36）年 1 月 31 日
⑤	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	令和 7（平成 37）年 3 月 31 日	令和 5（平成 35）年 2 月 1 日 ～令和 7（平成 37）年 1 月 31 日
⑥	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	令和 8（平成 38）年 3 月 31 日	令和 6（平成 36）年 2 月 1 日 ～令和 8（平成 38）年 1 月 31 日
⑦	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	令和 9（平成 39）年 3 月 31 日	令和 7（平成 37）年 2 月 1 日 ～令和 9（平成 39）年 1 月 31 日
⑧	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	令和 10（平成 40）年 3 月 31 日	令和 8（平成 38）年 2 月 1 日 ～令和 10（平成 40）年 1 月 31 日
⑨	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 11（平成 41）年 3 月 31 日	令和 9（平成 39）年 2 月 1 日 ～令和 11（平成 41）年 1 月 31 日
⑩	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	令和 2（平成 32）年 3 月 31 日	令和 12（平成 42）年 3 月 31 日	令和 10（平成 40）年 2 月 1 日 ～令和 12（平成 42）年 1 月 31 日

※ 平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和 30 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場合を除き、修了確認期限は設定されません。（栄養教諭免許状を所持する方は表 2 をご確認ください）  
この方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を超過しても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

（表 2）

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します）の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	二回目の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認等の申請期間
①	平成 18 年 3 月 31 日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成 28 年 3 月 31 日	令和 8（平成 38）年 3 月 31 日	令和 6（平成 36）年 2 月 1 日 ～令和 8（平成 38）年 1 月 31 日
②	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 29 年 3 月 31 日	令和 9（平成 39）年 3 月 31 日	令和 7（平成 37）年 2 月 1 日 ～令和 9（平成 39）年 1 月 31 日
③	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 30 年 3 月 31 日	令和 10（平成 40）年 3 月 31 日	令和 8（平成 38）年 2 月 1 日 ～令和 10（平成 40）年 1 月 31 日
④	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 31 年 3 月 31 日	令和 11（平成 41）年 3 月 31 日	令和 9（平成 39）年 2 月 1 日 ～令和 11（平成 41）年 1 月 31 日

※旧免許状所持者の方で、平成 21 年 4 月 1 日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、（表 1）により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

◆ 「二回目の修了確認期限」の日付は、『更新講習修了確認申請』または『免許状更新講習免除申請』を行った方が該当し、『修了確認期限延期申請』や『修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請』を行った者については、その日付とはなりませんのでご注意ください。